

墨田区は商店が新生活様式に対応できるよう支援します！

《 墨田区商店新生活様式対応支援事業 》

申請受付期間を令和2年10月30日まで延長しました！

ソーシャルディスタンスやマスク着用が求められる新しい生活様式の中で
墨田区を明るく元気にしてくださる店舗の皆さまへ



～ 募集要項 ～



- (1) 対象：次の要件の全てを満たした商店（ ）
令和2年4月7日時点で区内で営業している
チェーン店・フランチャイズ店に該当しない
大型店及びそのテナントに該当しない
大企業、医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会連合会、商工会議所、
公益財団法人、公益社団法人、保険医療機関に該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はこれに
類する風俗営業等を行っていない（ただし、同法第3条第1項の適用を受ける接待飲食
等営業、遊技場営業、特定遊興飲食店営業等を除く。）
墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する団体又は同条第2号若しくは第3号
に規定する者に該当しない
5つの対策（裏面参照）全てについて、既に実施している、又は今回の補助金で実施する
商店とは、店舗又は事務所を構え一般消費者を対象に対面で商品やサービスの提供を行って
いる小売業、飲食業、サービス業等のことを指します。

- (2) 実施内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策費用補助（費用は税抜で計算します）
- 補助対象経費： 備品・消耗品購入費（例）マスク、空気清浄機、フェイスシールド
内装・設備工事（例）換気扇設備費、センサー付水洗化工事費
委託料（例）エアコン洗浄、使用済みマスク廃棄等
工事・委託料の申請は10万円未満かつ1件ずつお願いします。
現物（申請日以降）と金額・購入日等が確認できること。
 - 補助限度額： 10万円（商店会非加盟店の場合は7万円）
 - 補助率： 10/10（全額補助）
 - 補助対象： 令和2年4月7日～12月31日までに支払が完了するもの



- (3) 受付期間：令和2年8月3日（月）～10月30日（金）（必着）

申請は1店舗1回限りです。追加申請はできません。

- (4) 申請方法：申請書を提出した後、訪問日時を担当者からご連絡いたします。

（裏面もご覧ください）

～申請から補助金交付までの流れ～

補助金交付申請書の提出

対象要件など表面の内容をよく確認するようお願いします。

・令和2年8月3日(月)～10月30日(金)(必着)までに申請書をご提出ください。

【必要書類】

申請書 経費別明細書 R2.4.7時点で区内で営業していることが確認できる書類
商店会に加盟していることを証明するもの(商店会加盟店舗の場合に限る)例)会費の領収証など

【提出先】墨田区商店街連合会事務局

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20(区役所1階)

以下の対策の中で、既に実施しているもの以外は、今回の補助金で必ず実施するようお願いします。

1. 手洗いの徹底・マスクの着用 利用者・従業員にマスクの着用及び手洗い・手指消毒の徹底をお願いしている。
2. ソーシャルディスタンスの確保(できるだけ2mの距離を保つ) 行列や座席の工夫など従業員を含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないようお願いしている。
3. 3つの密(密閉、密集、密接)を避けて行動 入場者数・滞在時間の制限や、定期的な換気を行っている。
4. 施設の清掃・消毒 複数の人が触れる場所や物を極力減らし、難しい場合にはこまめに清掃・消毒している。
5. 利用者・従業員の体調管理 熱がある利用者の入店を制限したり、従業員の検温や体調確認などを行っている。

書類審査・現地調査の日程調整

・店舗での対策(備品の購入等)の実施後に現地調査を行うため、申請書の審査後にお電話にて現地調査の日程調整を行います。

対策の実施

既に対策を実施している場合は現地調査の立会い・完了報告書の作成及び提出へ

・申請いただいた内容に基づき、対策の実施をお願いします。

現地調査の立会い・完了報告書の作成及び提出

・対策完了後、調査員が店舗等に訪問し、今回実施した対策について確認を行います。
また、完了報告書を、調査員の指導の下、その場で作成していただきます。

完了報告書の審査・補助金交付

・完了報告書の提出後、約2～3か月で補助金をお支払いします。

<申請・報告に関するお問合せ・書類送付先>

墨田区商店街連合会事務局
〒130-8640
墨田区吾妻橋1-23-20(区役所1階)
電話:080-4128-4767 9時~16時(平日のみ)
つながりにくい場合は、時間をおいてお掛け直しください。
E-mail:inoue@sumida-showren.jp

<制度全般に関するお問合せ>

墨田区産業観光部産業振興課
〒130-8640
墨田区吾妻橋1-23-20(区役所14階)
電話:03-5608-6187
E-mail:SANGYOU@ci.ty.sumida.lg.jp

